道路の供用の開始 (道路整備課)..... 道路の区域の変更 (道路整備課) (定期)

毎週火・金曜日発行

平成 23 年 1月25日 (火曜日)

目

県営下関北部地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧 (農村整備課)...

兀

下関都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課)

美祢下村土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (都市計画課)...... 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく市町道の改築に関する工事 (道路整備課).........

山口県告示第三十一号

Щ

П

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十三年一月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課

平成二十三年一月二十五日

路

線 名

三一六号 一般国道

道路の種類

道路の区域

山口県知事 =井 関

成

道路の種類 県道

道路の区域 線 名 萩三隅線

で同市同大字同字四二四八の二地先ま	σ	区間
新	旧	旧新別
最最 広狭	最最 広狭	(敷メ地
	_ 四六 ○○	(メートル) 放地の幅員
0.0411	11411.0	(メートル)
完了による。		備
る工事の		考

地先まで地先がらまで瀬八八二の一三地先から		区	道路の区域路線名 美祢油谷線道路の種類 県道	の二地先まで 同字一匹九	五の一地先から山陽小野田市大字厚狭字柳下一五五山	区
		旧		五	五	旧
新	IΒ	旧 新 別		新	旧	旧 新 別
最最 広狭	最 最	(敷 火地		最最 広狭	最最 広狭	
四二七	四 - 二 四七 三 ・及・・及・ 三び四四び五	(メートル) 地の幅員		五九・・・一〇	—— 九九 ··· 八〇	(メートル)敷地の幅員
八四五・九	八四五・九 ダブルウェイ	(メートル)		四九・六	四九・六	(メートル) 長
完道 了路 に改	ダ ブ ル	備		完道 了路 に改		備
完了による。道路改良工事の	; ウェ イ	考		完了による。		考

路線名 道路の種類 県道 奥万倉厚狭線

道路の区域

よ良変 る工更 。事及 のび	完道終 了路点 に改の	三五四・四	二 七八 : : 二九	最最 広狭	新	の二地先までの二地先までの二地先までの一地先からいの一地先からいの一地先からい野田市大字厚狭字東原一三〇
		九一四・〇	八四 ··· 九五	最最 広狭	旧	の二地先までの二地先までの二地先まで
考	備	(メートル) 長	メートル)	、 敷 メ地	旧新別	区間

線 製 万 倉 厚 狭 道

同市 同大字字柳下一四九五の二地先まで山陽小野田市大字厚狭字東原一三〇八の一地先から

二十六日平成二十三年一月

路

線名

供

用

開

始

の

X

間

供用開始の期日

山口県告示第三十二号

路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成二十三年一月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課

平成二十三年一月二十五日

山口県知事 二 井 関 成

三一 一般 六国 号道	路線名
同市 同大字 同字一四九五の二地先山陽小野田市大字厚狭字柳下一五五五の一地	供用開始の
までら	間
平成二十三年一月	供用開始の期日

美祢油谷線 同市大嶺町奥分字浦ケ瀬八八二の一地先まで 二十六日県 道 美祢市大嶺町奥分字麦川一九八四の三地先から 平成二十三年一月路線名 供用開始の期日 開始の区間 供用開始の期日

山口県告示第三十三号

る市町道の改築に関する工事を次のとおり行う。過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定によ

平成二十三年一月二十五日

山口県知事

=

井

関

成

田山 市陽 小	市
野	名
有市	路
帆 <u>六</u>	線
休 線道	名
先市 市 た 市 た か い ら り り り り り り り り り り り り り り り り り り	I
同大字字馬	事
渡腰一桶	X
八七三の一地	間
道路改良	種工 事 類の
月二十三年一	始工 年事 月の 日開

山口県告示第三十四号

美祢下村土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、

平成二十三年一月二十五日

山口県知事 二 井 関

成

事務所の所在地

土地区画整理組合の名称

設立認可の年月日

美祢市伊佐町伊佐五六七〇番地

平成十八年一月十日

二十六日平成二十三年一月

萩県

Ξ

隅

線道

同市同大字同字四二四八の二地先まで萩市大字椿字桜江四一六五の一地先から

路

線

名

供

用

開

始

の

X

間

供用開始の期日

Ξ

平成二十三年一月二十五日四 変更認可の年月日

山口県告示第三十五号

計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、 下関都市

平成二十三年一月二十五日

Щ 口県知事 _ 井 関

成

施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画下水道事業下関市公共下水道

事業施行期間

Ξ

兀

昭和三十三年七月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

学町一丁目、 山の田本町、 貝 町八丁目、上新地町一丁目、上新地町二丁目、上新地町三丁目、上新地町四丁目、上 町二丁貝 田町五丁貝、 二丁目、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、 丸山町二丁目、丸山町三丁目、丸山町四丁目、丸山町五丁目、宮田町一丁目、宮田町 新地町五丁目、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、豊前田町三丁目、丸山町一丁目、 丁目、貴船町三丁目、貴船町四丁目、上田中町一丁目、上田中町二丁目、上田中町三 丁目、上田中町四丁目、上田中町五丁目、上田中町六丁目、上田中町七丁目、 丁目、長崎本町、長門町、伊崎町一丁目、伊崎町二丁目、貴船町一丁目、貴船町一 下関市田中町、 東神田町、山手町、栄町、 幡生宮の下町、 赤間町、 東大和町二丁目、春日町、 竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、今浦町、 東向山町、 南大坪町、 細江町三丁貝、 羽山町 山の田中央町、 西観音町、 大学町二丁目、 南部町、 生野町一丁目、生野町二丁目、幡生町一丁目、幡生町二丁目、三 後田町一丁目、後田町二丁目、 西大坪町、関西町、関西本町、 大坪本町、汐入町、 東観音町、 細江新町、 観音崎町、 山の田東町、 大学町三丁目、大学町四丁目、 元町、向洋町一丁目、向洋町二丁目、向洋町三丁目 新地町、中央町、笹山町、竹崎町一丁目、竹崎町二 上条町、 岬之町、 西入江町、 山の田西町、 金比羅町、 神田町一丁目、 新地西町、 入江町、 幸町、 後田町三丁目、後田町四丁目、 長崎新町、 武久町一丁目、 山の田北町、 名池町、 大和町一丁目、 桜山町 神田町二丁目、西神田 大学町五丁目、幡生本 山の口町、 長崎中央町、 細江町一丁貝、 大平町、 山の田南町、 武久町二丁目 東大和町一 大和町二丁 筋川町 長崎町 上田中 細江 大

Щ

П

県

貝 月 三丁目、清末本町、清末鞍馬一丁目、 田北町、稗田南町、 貝 中豊町三丁目、川中豊町四丁目、川中豊町五丁目、 川中本町、川中本町一丁目、川中本町二丁目、川中豊町一丁目、川中豊町二丁目、 町二丁目、綾羅木本町一丁目、綾羅木本町二丁目、 村町五丁目、 島本村町一丁目、彦島本村町二丁目、彦島本村町三丁目、彦島本村町四丁目、彦島本 末千房三丁目、 長府松小田本町、 浦町、長府中尾町、長府中土居本町、長府中土居北町、長府中六波町、長府日の出 丁目、綾羅木本町五丁目、綾羅木本町六丁目、綾羅木本町七丁目、綾羅木本町八丁 町一丁貝、 田西町一丁目、新垢田西町二丁目、新垢田西町三丁目、新垢田西町四丁目、新垢田南 三丁目、垢田町四丁目、垢田町五丁目、新垢田東町一丁目、新垢田東町二丁目、新垢 丁目、彦島山中町一丁目、彦島山中町二丁目、垢田町一丁目、垢田町二丁目、垢田町 彦島角倉町三丁目、彦島角倉町四丁目、 三丁目、彦島塩浜町四丁目、彦島杉田町一丁目、彦島杉田町二丁目、彦島福浦町一丁 町一丁目、彦島田の首町二丁目、彦島塩浜町一丁目、彦島塩浜町二丁目、 丘町、彦島弟子待町一丁目、彦島弟子待町二丁目、彦島弟子待町三丁目、 六丁目、彦島江の浦町七丁目、彦島江の浦町八丁目、彦島江の浦町九丁目、彦島桜ヶ 七丁目、彦島西山町一丁目、 二丁目、王司上町三丁目、 長府豊城町、 熊野町一丁目、 彦島福浦町二丁目、彦島福浦町三丁目、彦島角倉町一丁目、彦島角倉町二丁目: 彦島江の浦町三丁目、 王司神田六丁目、王司川端一丁目、 清末中町一丁目、清末中町二丁目、清末西町一丁目、清末西町二丁目、清末西町 長府松小田南町、 綾羅木本町九丁目、綾羅木南町一丁目、綾羅木南町二丁目、 彦島西山町五丁目、彦島竹ノ子島町、彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町二丁 彦島迫町三丁目、 清末鞍馬五丁目、 新垢田南町二丁目、 彦島本村町六丁目、彦島本村町七丁目、彦島迫町一丁目、 彦島海士郷町、彦島老町一丁目、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目、 王司神田一丁目、 長府松小田中町、 長府前八幡町、長府八幡町、長府印内町、 熊野町二丁目、 稗田西町、長府古城町、長府四王司町、長府新四王司町、長府豊 彦島迫町四丁目、彦島迫町五丁目、彦島迫町六丁目、彦島迫町 長府三島町、 清末陣屋、 王司上町四丁目、王司上町五丁目、 彦島江の浦町四丁目、 彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、 新垢田南町三丁目、 王司神田二丁目、 熊野町三丁目、熊野西町、 長府才川一丁目、長府才川二丁目、 清末大門、 長府松小田東町、 清末鞍馬二丁目、清末鞍馬三丁目、 王司川端二丁目、王司上町一丁目、王司上町 彦島緑町、 清末千房一丁目、清末千房二丁目、 彦島江の浦町五丁目、 彦島向井町一丁目、 綾羅木本町三丁目、 新垢田北町、古屋町一丁目、古屋 王司神田三丁目、 川中豊町六丁目、 長府松小田西町、 長府港町、 稗田町、 王司本町一丁目、 綾羅木南町三丁目、 彦島西山町四丁 王司神田五丁 川中豊町七丁 彦島向井町二 彦島江の浦町 稗田中町、 綾羅木本町四 彦島迫町二丁 清末五毛一丁 長府松小田北 長府江下町 彦島塩浜町 清末鞍馬四 彦島田の首 稗 Ш

Щ

П

事庁

丁貝 町、一の宮住吉一丁目、一の宮住吉二丁目、一の宮住吉三丁目、 阿弥陀寺町、あるかぽーと、卸新町、 町二丁目、安岡町三丁目、安岡町四丁目、安岡町五丁目、安岡町六丁目、安岡町七丁 前二丁貝 中之町、長府金屋浜町、 王司南町、 町三丁目、王喜本町四丁目、 目、楠乃五丁目、 の宮東町二丁目、一の宮東町三丁目、東勝谷、楠乃二丁目、楠乃三丁目、 子待東町、 根上町三丁目、勝谷新町一丁目、 目、横野町一丁目、横野町二丁目、横野町三丁目、 任町五丁目、富任町六丁目、 島二丁目、小月幸町、 前一丁貝 目、長府侍町二丁目、長府東侍町、長府南之町、長府中浜町、長府土居の内町、長府 長府外浦町、長府黒門東町、長府新松原町、長府松原町、長府宮崎町、長府侍町一丁 浦町、長府羽衣町、長府羽衣南町、長府古江小路町、長府宮の内町、長府黒門南町、 の甲二丁目、長府川端一丁目、長府川端二丁目、長府紺屋町、 綾羅木新町三丁目、 町四丁目、一の宮町五丁目、一の宮学園町、綾羅木新町一丁目、綾羅木新町二丁目、 丁 貝 町一丁目、伊倉町二丁目、伊倉町三丁目、伊倉東町、 本町二丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王司本町五丁目、王司本町六丁目: 木屋川南町四丁目、 一の宮本町二丁目、秋根東町、形山みどり町、秋根上町一丁目、秋根上町二丁目、秋 一丁目、秋根西町二丁目、 椋野町三丁目、富任町一丁目、富任町二丁目、富任町三丁目、富任町四丁目、 小月西の台、小月京泊、小月市原町、 前田一丁目、 前勝谷町、長府野久留米町、長府浜浦町、長府浜浦南町、 長府安養寺三丁目、長府安養寺四丁目、長府金屋町、長府亀の甲一丁目、長府亀 梶栗町四丁目、 秋根南町二丁目、一の宮町一丁目、一の宮町二丁目、一の宮町三丁目、一の宮 松屋本町二丁目、 千鳥ヶ丘町、長府浜浦西町、 安岡本町一丁目、安岡本町二丁目、安岡本町三丁目、安岡町一丁目、安岡 小月本町一丁目、小月本町二丁目、小月公園町、 亀浜町、 長府黒門町、 前田二丁目、 ゆめタウン、乃木浜一丁目、乃木浜二丁目、 梶栗町五丁目、長府逢坂町、長府安養寺一丁目、長府安養寺二丁 綾羅木新町四丁目、梶栗町一丁目、梶栗町二丁目、梶栗町三丁 松屋上町一丁目、 小月杉迫一丁目、小月杉迫二丁目、 小月茶屋一丁目、小月茶屋二丁目、 松屋本町三丁目、 秋根本町一丁目、秋根本町二丁目、 王喜本町五丁目、王喜本町六丁目、 富任町七丁目、富任町八丁目、安岡駅前一丁目、安岡駅 長府満珠町、長府満珠新町、 小月南町、 勝谷新町二丁目、勝谷新町三丁目、勝谷新町四丁 松屋上町二丁目、 みもすそ川町、壇之浦町、 彦島老の山公園、 王喜本町一丁目、王喜本町二丁目、王喜木 松屋東町二丁目、 小月宮の町、椋野町一丁目、 横野町四丁目、 伊倉本町、 松屋上町三丁目、 形山町、一の宮卸本町、一 小月杉迫三丁目、小月高雄 藤附町、 小月茶屋三丁目、 小月小島一丁目、小月小 田倉御殿町 長府向田町、 長府惣社町、長府珠の 秋根北町、 一の宮本町一丁目、 秋根新町、 木屋川南町三丁目 乃木浜三丁目、伊倉 藤ヶ谷町、椋野上 石神町、 中之町、 丁貝 椋野町二丁 秋根南町一 松屋本町 楠乃四丁 長府高場 唐戸町、 秋根西町 小月駅 彦島弟 田倉 富

> 町及び大字清末 有富、 御殿町二丁目、伊倉新町一丁目、伊倉新町二丁目、伊倉新町三丁目、伊倉新町四丁 伊倉新町五丁目、新椋野一丁目、 大字田倉、 大字石原、 大字秋根、 大字楠乃、大字豊浦村、大字前田、大字伊倉、 大字勝谷、大字藤ヶ谷、 新椋野二丁目、 大字松小田、 新椋野三丁目、大字垢田、 大字才川、 大字宇部、 大字綾羅 大字小月 大字



(一二) 県営下関北部地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧

いて準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。県営下関北部地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項にお土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

平成二十三年一月二十五日

山口県知事

井 関

成

経験に供する書類

県営下関北部地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し

一縦覧の期間

平成二十三年一月二十六日から同年二月十四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課